

Techno-Ocean 2021 出展申込書

Techno-Ocean 2021 実行委員会展示小委員会 事務局 行

下記の出展申込書に必要事項をご記入の上、FAX または郵送にて送信ください。

裏面の「出展規約」の条項を順守することを承諾して、下記のとおり出展を申し込みます。

年 月 日

会社名/団体名	フリガナ			
	(和文)			
	(英文)			
代表者氏名	フリガナ			
	(和文)			
担当部署所在地	〒	TEL ()	-	
		FAX ()	-	
担当者	フリガナ			
	氏名			
	部署名	役職名		
	E-mail	URL		
申込内容 (右記表記料金には消費税 (10%)を含みます。)	L サイズ(パッケージタイプ)	1 小間(9 m ²)	¥385,000	× 小間 ¥
	スペースタイプ ※L サイズ 3 小間以上の出展 より、スペースのみの利用 が可能です。	3 小間(27 m ²) 4 小間(36 m ²) ※1 m ² あたり ¥22,000 ※10 コマ以上の出展については下記連絡先までお 問い合わせください。	¥594,000 ¥792,000 ¥22,000	× 小間 ¥
	S サイズ(パッケージタイプ) ※S サイズの利用は大学・ 高専・研究機関に限ります。 ※1 団体につき 2 コマまで。	1 小間(4 m ²) 2 小間(8 m ²)	¥220,000 ¥440,000	× 小間 ¥
	※TON 団体会員は出展料 10%OFF になります。会員申し込みについては下記までお問い合わせください。			
合計	小間 ¥ (消費税込)			
展示物の 具体的な内容				

※出展申込期限 2021 年 7 月 31 日(土)

出展申込書送付先

Techno-Ocean 2021 実行委員会展示小委員会 事務局 (一般財団法人神戸観光局内)
〒650-0046 神戸市中央区港島中町 6-9-1 TEL : 078-303-0029 FAX : 078-302-6475
E-mail : ex-techno-ocean@kcva.or.jp URL : https://www.techno-ocean2021.jp

出 展 規 約

【出展の申込と契約の成立について】

出展申込フォームに必要事項をご入力の上、お申込み下さい。

出展の申し込みは、1 社あたり1申し込みとなります。2者以上の申込者が共同で出展する場合、1 者が代表して申し込み、共同出展する社名などを申込時に事務局に通知するものとします。

Techno-Ocean2021 実行委員会(以下、主催者)からの、出展承認メールの返信を以て、出展契約の成立とさせていただきます。

※出展申込事項、契約成立に係るメール文面等は必ずプリントアウトする等、貴社控えを保管して下さい。

なお、出展申込に著しい瑕疵がある場合や、出展内容が本展示会の開催趣旨にそぐわないと主催者が判断した場合等、主催者は出展受付をお断りまたは取り消すことができます。これにより生ずる損害等に対し、主催者は一切の責任を負わないものとします。

【出展料金等の納付方法】

出展申込内容について主催者が承認した後、請求書を送付いたします。主催者指定の銀行口座へ支払期限までに振り込みをお願いいたします。入金が確認できない場合、出展をお断りする場合がありますのでご注意ください。

【出展の変更または取消しについて】

一度申し込みを受理した小間に関する変更または取消しについては、文書にその理由を記載し、事務局の承認を得るものとします。なお、申し込み受理後の取り消しについては、以下の取消料を申し受けます。

2021 年 6 月 30 日以前	取り消し小間数分の出展料の半額
2021 年 7 月 1 日以降	取り消し小間数分の出展料の全額

【小間の転貸などの禁止】

出展者は、自らの小間を主催者の承諾無しに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできないものとします。

【小間の割当てについて】

小間の配置:小間の配置は、申し込み締め切り後、主催者の作成するレイアウトを基に、出展者説明会の場にて抽選のうえ、決定させていただきます。出展者説明会に参加されない場合は、主催者にて厳正に抽選を行います。

【WEB サイト掲載にあたっての注意・約束事項】

1. 必要な設備・環境(ハードウェア、ソフトウェア、通信環境等)、掲載コンテンツの制作等にかかる費用は、すべて出展者の負担において準備するものとします。
2. 第三者の権利(知的財産権、肖像権等)を侵害し、または侵害する恐れのあるコンテンツの掲載、行為は一切禁止します。音楽や映像ソフト等を利用したコンテンツを作成する場合は、関係各所から利用許諾を得てください。
3. 各出展者が掲載したコンテンツの著作権等 は 当該出展者に帰属します。なお、主催者は当該コンテンツを自由に利用できるものとします。
4. 展示会運営に係る主催者が定める本出展規定および出展の手引き等 以下「規定」)を順守していただきます。万が一、規定を順守できなかったり、主催者の申し入れに従わない出展者に対しては、時期を問わず出展をお断りすることがあります。また、納入された出展料も返還しないものとします。

【出展物の管理と免責】

主催者は、会場での出展物の管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生ずる損失または損害についてその責任を負いません。

【出展物等の設置及び撤去】

1. 出展物等の会場への搬入・設置・撤去については、後日、主催者より通知される時間内に行わなければならないものとします。
2. 会期中の出展物の搬入、移動、搬出の際は必ず主催者の承認を得た後、作業を行うこととします。
3. 小間内の出展物及び装飾物は、後日、主催者より通知される時間内に撤去されなければならないものとします。時間内に撤去されないものは出展者の費用で主催者により撤去されるものとします。

【損害賠償】

出展者は、事故またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物もしくは人身に対する一切の損害についての責任を負うものとします。

【事前の届出】

下記に該当する場合は、事務局ならびに所轄官庁に事前に届けるものとします。また、届出がなかった場合は所轄官庁立会検査の際に中止や撤去が命じられる場合があります。

1. 衛生法上に関するもの(食品の取扱い等)
2. 消防法上に関するもの(危険物、高圧ガス、液化ガス、火気等)また危険物を使用する出展者は消火器の設置を義務付けます。

【展示会場の使用】

1. 宣伝、営業活動は、すべて展示小間内に限られるものとします。各出展者は、宣伝活動のために小間近くの通路が混雑することのないように責任を持つものとします。また、出展者は他の小間に隣接している場所では、いかなる方法でも隣接する小間の妨害とならない方法で自社の小間を建設することに同意するものとします。
2. 隣接の小間から苦情が出た場合、主催者の展示会運営上の立場から見て小間の変更が必要であると考えるときは当該小間の出展者はその変更に同意するものとします。装飾物などいかなる場合も割り当てられた床の範囲を超えてはならないものとします。主催者はその音、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる展示物を制限し、また主催者の立場からみて展示の目的と両立しない展示物を禁止または撤去する権限を有するものとします。この権限は、人・物・行為・印刷物及び主催者が問題であるとするすべてのものに及ぶものとします。
3. 小間装飾について、小間内に天井を設けること、天井吊りによる装飾は禁止いたします。

小間内の出展物、装飾物の高さは2.7mを超えることはできません。

ただし、自社コマの端辺から1m 内側に入った装置であれば、4.5m までは可能です。

4. 上記の制限または撤去の場合、主催者は出展者に対し、いかなる返金またはその他の展示物費用負担の責を負わないものとします。

5.会場内での展示・運営については、開催までに「出展者マニュアル」を発行するので、その内容に従って展示活動を行うこととします。

【商取引について】

開催期間中に出展者、来場者およびその他の間で発生する商取引に係る責任は当事者間に帰するものであり、主催者はこれに関与しないものとします。

【損害賠償】

出展者およびその代理人が他の出展者の出展ブース、主催者の運営設備等に損害を与えた場合、当該補修または賠償は出展者の責任において行うものとし、主催者は責任を負わないものとします。本展示会に関する損害賠償等については、必要に応じて保険をかける等適切な対策をお願いいたします。

【法的保護等】

本展示会におけるアイデアの模倣および商談等に関するトラブルについて、主催者は一切の責任を負わないものとします。特許、特別なノウハウ等についての知的財産権の保護は出展者の責任において対応するものとします。

※展示内容に関して、紛争、訴訟、異議申し立てまたはその他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとし、主催者は一切の責任を負わないものとします。

【個人情報の取扱について】

1. 出展者は、展示等を通して「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および、該当法令を順守し、適法かつ適切な取得を行って下さい。その際は、利用目的を必ず公表または本人に通知し、その範囲内で活用して下さい。特に、第三者へ提供を行う場合は、必ず「個人情報」の情報主体(提供元)から同意を取得して下さい。
2. 主催者が指定する各協力会社から出展手続きに関する各種事務連絡・各種請求業務等、出展者の便宜を図るため担当者名等の必要な情報を各協力会社に開示する場合があります。

【入場の拒否】

主催者は、出展者および来場者に対し、本展示会における安全確保のため、またはその他の理由により、主催者が必要と認めた場合、入場を拒否する権利を有します。

【展示会の中止・延期】

1. 正当な不可抗力の原因により開催が妨害された場合は、主催者の判断によって会期を変更、もしくは開催を中止することがあります。
2. 主催者が Covid-19 その他の疫病への感染防止及び感染拡大の防止のために、展示会の開催自身が要請されている社会的状況にあると判断した場合は、主催者の判断によって会期を変更、もしくは開催を中止する場合があります。
3. 前2項により会期を変更したときに出展を取り消した場合、及び開催を中止した場合は、出展料金等は返還しないものとします。ただし、前項により開催を中止した場合は、主催者が展示会を開催するために支出(支出予定を含む)した広告宣伝費その他の経費、展示会の会期変更または開催中止に伴い支出する会場のキャンセル料その他の経費を主催者の計算により控除し、残余が生じたときに返金するものとします。
4. 第1項及び第2項により会期を変更し、もしくは開催を中止した場合、主催者はこれによって生ずる損害、費用の増加、その他出展者に生じた不利益については責任を負わないものとします。

【反社会的勢力の排除】

主催者は、出展者が暴力、威力や詐欺的手法等を駆使して経済的利益を追求する集団あるいは個人(いわゆる反社会的勢力)に該当する場合、また出展者自らまたは第三者を利用して以下のいずれかに該当する行為をした場合には、催告なく本契約を解除することができる。

1. 暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為
2. 取引に関して、脅迫的な言動、または暴力を用いる行為
3. 風説を流布し、偽計または威力を用いて主催者および他出展者の信用を毀損、または業務妨害をする行為
4. その他前各号に準ずる行為

【規約の遵守】

1. 出展者は主催者が定める一連の規約を本契約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。さらに出展者は主催者のすべての規約を本展示会の利益保護のためと解釈し、その実行に協力するものとします。
2. 主催者は展示会の円滑な管理をすすめるため、本規約以外にも補足的な規約を設ける場合があります。

【法令および規定等の順守】

出展者または代理人は、法令および規定を出展契約の一部とし、これを順守するものとします。法令もしくは規定に従わない場合、または主催者の指導もしくは申し入れに従わない場合には、主催者は理由の如何に関わらず、当該出展について拒否または取消することができるものとします。これにより生ずる損害等に対し、主催者は一切の責任を負わないものとします。

【運営への協力】

出展者は、主催者、来場者および他の出展者それぞれの立場を理解し、安全かつ快適な展示会運営に協力するものとします。

【その他】

主催者の定める本出展規定または出展の手引き等 に定めのない事項については、主催者に適切に確認し、その回答または要請等に従うものとします。